

令和7年度特定計量器定期検査日程

検査区域	検査月日	受付時間		検査場所
		午前	午後	
梟地区	5月15日(木)	9:30~11:30		梟地区市民センター
神前地区			13:00~15:00	神前地区市民センター
三重地区	5月22日(木)	9:30~12:00	13:00~15:00	三重地区市民センター
大矢知地区	5月30日(金)	9:30~12:00	13:00~15:00	大矢知地区市民センター
富洲原地区	6月13日(金)	9:30~12:00	13:00~15:00	富洲原地区市民センター
富田地区	6月19日(木)			
下野・保々地区	6月20日(金)	9:30~11:30		下野地区市民センター
八郷地区			13:00~15:00	八郷地区市民センター
羽津地区	6月26日(木)	9:30~11:30		羽津地区市民センター
海蔵地区			13:00~15:00	海蔵地区市民センター
橋北地区	6月27日(金)	9:30~12:00	13:00~15:00	市役所 北館1階 計量検査室
楠地区	8月7日(木)	9:30~12:00	13:00~15:00	楠交流会館
全区域	11月27日(木)	9:30~12:00	13:00~15:00	市役所 北館1階 計量検査室
	11月28日(金)			

* 計量法により「取引・証明」用に使用する特定計量器は、2年に1回、市が行う「定期検査」又は計量士が行う「代検査」の受検が義務付けられています。

★ 特定計量器を「取引・証明」用に使用する者が、上記の検査を受けないと、勧告や氏名等の公表の措置を行った後、50万円以下の罰金に処する場合があります。

上記の検査区域の方は令和5年に必ず検査を受けていただく必要があり、受検した翌年は検査を受けていただく必要がありません。

* 原則として、あなたのお住まいの地区の受検日で検査を受けてください。御都合の悪い場合は、他地区の検査場又は市役所にて必ず受検してください。

なお、構造上移動不可能なばかりを使用している方、廃業などした方は、お手数ですが下記までご連絡ください。